



# 狭あい道路拡幅整備補助金の申請について

## 補助金申請のためにやることリスト

Check	やること	連絡先	内 容	申請書類の様式・記載例
	① 支障物の撤去・移設工事の依頼 	工事業者 	<p>協議結果通知書に記載された「補助対象項目」の支障物を確認し、速やかに業者へ工事を依頼してください。</p> <p>なお、施工業者へ依頼する際は、事前に市へ提出する書類がある旨を説明して、様式や記載例などを渡してください。</p> <p>工事完了後、業者発行の見積書(工事内訳書)、領収書を市へ提出する必要があります。</p>	<p>「岡崎市ホームページ」から各様式および記載例はダウンロードできます。</p> <p>★HP右上のサイト内検索欄へ“狭あい道路関係様式”と入力して検索→[補助金関係書式]へ。</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">狭あい関係様式</div> 
	② 工事完了の連絡 	住環境政策課 	<p>支障物の撤去・移設工事が完了したら、<u>住環境政策課(tel23-6823)へ連絡</u>してください。</p> <p>住環境政策課の職員が現地を確認します(立会い不要)。</p>	
	③ 見積書(工事内訳書)・領収書の提出 	住環境政策課 	<p>施工業者発行の<u>見積書(工事内訳書)・領収書の写し(原本証明必要)</u>を提出してください。</p> <p>見積書・領収書は原本還付ができないため、<u>写しの提出</u>をお願いします。なお、写しの場合、<u>原本証明の記入が必要</u>です。</p>	
	④ 補助金の交付決定通知書、金額の確定 通知書の受取り後、通帳記入による確認 	住環境政策課 	<p>住環境政策課での補助金支払事務が完了すると、交付決定通知書と金額確定通知書が郵送で届きます。この手紙が届いてから2週間後以降の木曜日(連休等遅れる場合があります)に市から指定の口座へ振り込みますので、各自通帳記入をしてご確認ください。</p>	

※補助金の申請期限は協議結果通知書に記載してありますのでご注意ください。

補助金の申請については申請主義となっており、提出催促は行いません。

ご自身で、忘れずに申請してください。

【問合せ先】 住環境政策課 狭あい道路整備係  
 Tel 0564-23-6823 Fax 0564-23-7528  
 E-mail [jukankyo@city.okazaki.lg.jp](mailto:jukankyo@city.okazaki.lg.jp)

